

公益社団法人物理オリンピック日本委員会
物理能力増進事業積立資産規程

令和2年10月3日 施行
令和2年10月3日 理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、物理能力増進事業の支出に充てるため、資金積立(以下、「物理能力増進事業積立資産」という。)を行う場合における積立・取崩・運用について定めることを目的とする。

(積立)

第2条 物理能力増進事業積立資産は、物理能力増進事業の支出に充てるための寄附金として受け入れた金額を積み立てるものとする。

(取崩)

第3条 物理能力増進事業積立資産は、物理能力増進事業の支出に充てるために取り崩すものとする。

(運用)

第4条 物理能力増進事業積立資産は、安全かつ効率的に保管・運用しなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

附則

この規程は、令和2年10月3日から施行する。